

電波監理委員会設置法案附則第四項修正案

4 電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節 電波庁（第三十条―第三十八条）

を削る。

第二節 航空保安庁（第三十九条―第四十四条）」

第二条第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二から十四まで 削除

第四条第一項第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五条第十八号中「第九号、第三十五条第一号」を「第九号」に、同条二十号中「電気通信業務、電波管理業務」を「電気通信業務」に、同条第二十三号中「電気通信設備」を「電気通信設備（無線通信設備を除く。）」に改め、同条第二十四号から第三十二号までを削り、第三十三号を第二十四号とする。

第十一条第八号但書を削る。

第十二条第五号中「及び無線電信法（大正四年法律第二十六号）

第六条」を削る。

第十五条第八号及び第九号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第十六条第十五号但書を削り、同条第十六号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第二十四条第二十号中「電波庁」を「電波監理委員会」に改める。

第二十九条中「電波庁」を削る。

「第一節 電波庁」を削り、第三十条から第三十八条までを次のように改める。

第三十条から第三十八条まで 削除

「第二節 航空保安庁」を削る。

第四十五条中「電波技術審議会」及び「電波観測所」を削る。

第四十六条第二項中「（電波技術審議会に諮問する事項を除く。）」を削る。

第四十六条の二及び第四十六條の三を削る。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第五十条中「及び電波技術審議会」を削る。

第五十四条中「、電波監理長官」を削り、「、附属機関及び地方支
分部局」を「及び附属機関」に改める。

裏面白紙

港湾法要綱案

(この法律の目的)

第一 この法律は、地方公共団体による港湾管理者の設立その他港湾の管理運営の方式を定め、もつて港湾の開発発展を図ることを目的とする。

(港務局)

- 第二 関係地方公共団体は、協議の上、単独で又は共同して、運輸大臣又は都道府県知事の許可を受けて、左のような性格、業務内容及び組織等を有する港務局を設立することができること。
- 一 港務局を組織する地方公共団体の意思により、港湾管理者として設立される非営利公法人で、地方公共団体に準ずるものであること。
 - 二 港湾施設の設置、維持及び運用を行い、その他港湾の開発発展を図ること。
 - 三 七人以内の委員から成る委員会によつて港務局の意思を決定し、

執行すること。委員は、港務局を組織する地方公共団体の長が、当該地方議会の同意を得て、港湾に関し知識経験を有する者又は声望ある者のうちから任命すること。

四 経常支出は経常収入をもつてまかなうこと、債券を発行できることその他の港務局の財務に関する規定を設けること。

(港湾管理者としての地方公共団体)

第三 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、協議の上、港湾管理者としてこれらの一を指定し、又は地方公共団体の組合を設けることができること。協議が調わぬ場合は、運輸大臣又は都道府県知事に調停を求めるところにかざること。

港湾管理者としての地方公共団体の業務内容は、港務局と同様とし、なお必要な場合は、執行機関としての委員会を設けることができることとする。

(港湾区域及び臨港地区)

第四 港湾区域内においては、公有水面の占用的効果を生ずる一定の工事を港湾管理者の許可に係らしめ、臨港地区内においては商港区、漁港区等の分区分を港湾管理者が指定し、條例により一定の有害構築物を禁止することができることとする。

(港湾工事の費用)

第五 港湾管理者のする一定の重要な港湾工事の費用は、一定の率により國において負担し、その他のものについても補助することができることとする。

(國の監督)

第六 運輸大臣は、國の行政上必要最少限度の事項について、認可を要件とし、停止若しくは変更を命じ、報告を徴し又は必要な指示をすることができること。

(直轄施行)

第七 運輸大臣は、一般交通の利便を増進するため特に必要がある場合

において、港湾工事を直轄施行することができること。

(國の施設の移管)

第八 直轄施行により生じた土地又は工作物は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け又は管理を委託すること。当該港湾に港湾管理者が設立された場合において、従来國の所有又は管理に属する港湾施設で一般公共の利用に供するため必要なものについても同様であること。

(他の法令との関係)

第九 市街地建築物法、公有水面埋立法その他他の法令との関係につき必要な調整を行うこと。